

学校管理下における
体育・スポーツ活動中の事故を防止するために

平成29年3月

奈良県教育委員会

目 次

I	はじめに	・・・ 1
II	体育・スポーツ活動における重大事故の現状	
1	学校の管理下の死亡見舞金給付状況	・・・ 2
2	学校の管理下の障害見舞金給付状況	・・・ 2
3	奈良県における「公立学校において発生した重大事故」発生状況	・・・ 3
4	まとめ	・・・ 4
III	体育・スポーツ活動における熱中症事故の現状と防止	
1	学校の管理下における「熱中症」に関する医療費の給付状況	・・・ 5
2	奈良県における「公立学校において発生した熱中症」の状況	・・・ 7
3	『学校（園）における熱中症予防に関する取組の状況調査』結果	・・・ 9
4	熱中症の予防と対応	・・・ 12
5	熱中症EAP（Emergency Action Plan）	・・・ 14
IV	体育・スポーツ活動の安全な実施	
1	事故防止の基本的な考え方	・・・ 15
2	安全配慮義務（法的な注意義務）	・・・ 16
3	事故防止及び発生時等の取組（対応）	・・・ 18
	（1）事故防止及び発生時等の取組（対応）の概要	・・・ 18
	（2）事前の取組	・・・ 19
	①適切な指導計画 ②活動環境の安全確認	
	③個人の健康状態の確認 ④組織活動	
	（3）活動中の取組	・・・ 24
	①体調確認・健康観察・児童生徒自身の管理	
	②活動環境を踏まえた安全管理・安全指導	
	（4）事故発生時の対応	・・・ 25
	①事故発生時の対応、救急及び緊急連絡体制 ②応急手当、救急救命処置	
	（5）日常における取組	・・・ 28
	①法令、指針、ガイドライン、関係資料等	
	②ヒヤリハット事例による事故防止の取組	
	③独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	
V	参考資料	
1	奈良県における「学校の管理下における災害」の発生状況概要	・・・ 31
2	奈良県における体育授業の運動種別災害発生状況	・・・ 32
	（1）小学校（2）中学校（3）高等学校	
3	奈良県における運動部活動競技別災害発生状況	・・・ 35
	（1）中学校（2）高等学校	
4	通知	・・・ 37
VI	おわりに	・・・ 50

Ⅰ はじめに

学校における体育・スポーツ活動中の事故防止については、各設置者及び学校において、国からの通知等を踏まえ、適切な措置を講ずるべく取組を推進しているところ
です。

しかしながら、今年度から新たに文部科学省より示された「学校事故対応に関する
指針」等に基づく報告によると、全国的には、学校における体育・スポーツ活動中の
重大事故が発生している状況にあり、本県においても、同様の状況があります。

学校における体育・スポーツ活動は、児童生徒等の安全が最優先とされることはも
とより、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質や態度の育成及び体力向上を図
るためにも、学校の体育・スポーツ活動を積極的に展開するとともに、体育の授業や
体育的行事(運動会等)、運動部活動等の活動内容に応じた安全対策を確実に講じなけれ
ばなりません。

県教育委員会では、体育・スポーツ活動における事故防止について、各学校におい
て適切な対応と効果的な指導が展開されるよう、本県で過去に発生した事故事例や独
立行政法人日本スポーツ振興センターのデータをもとに、外部の有識者を含めた学校
体育・スポーツの関係者で検討するために、「学校管理下の体育・スポーツ活動におけ
る事故防止検討委員会」を設置し検討・協議を進めて参りました。

本委員会での検討・協議内容をもとに、県教育委員会が事故防止に係る資料を作成しましたので、
各市町村教育委員会及び各学校におかれては、本資料を参考として、体育・スポーツ活動中におけ
る重大事故の絶無と事故防止にむけた取組を推進していただくよう強くお願いします。

奈良県教育委員会教育長

吉 田 育 弘

II 体育・スポーツ活動における重大事故の現状

1 学校の管理下の死亡見舞金給付状況（平成26年度、平成27年度）

	平成26年度				平成27年度			
	小学校	中学校	高校	合計	小学校	中学校	高校	合計
全 国	7 (2)	25 (10)	13 (5)	45 (17)	9 (2)	23 (4)	27 (12)	59 (18)
近 畿	1 (1)	3 (0)	1 (1)	5 (2)	2 (0)	6 (1)	3 (2)	11 (3)
奈良県	0	0	0	0	0	1 (0)	0	1 (0)

※（ ）内は、体育・スポーツ活動中の件数

〈独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付データより〉

- 体育・スポーツ活動中の死亡見舞金の給付は、奈良県においてはなかった。
- 全国では、体育・スポーツ活動中の死亡見舞金の給付は、H26年度17件、H27年度18件があり、全体の37.8%（H26年度）、30.5%（H27年度）を占めている。
- 近畿では、体育・スポーツ活動中の死亡見舞金の給付は、2件（H26年度）、3件（H27年度）があり、全体の40.0%（H26年度）、27.3%（H27年度）を占めている。

2 学校の管理下の障害見舞金給付状況（平成26年度、平成27年度）

	平成26年度				平成27年度			
	小学校	中学校	高校	合計	小学校	中学校	高校	合計
全 国	65 (13)	103 (55)	225 (150)	393 (218)	49 (4)	109 (65)	256 (187)	414 (256)
近 畿	12 (4)	18 (9)	46 (32)	76 (45)	13 (7)	17 (9)	38 (26)	68 (42)
奈良県	2 (1)	1 (1)	2 (0)	5 (2)	0	0	4 (3)	4 (3)

※（ ）内は、体育・スポーツ活動中の件数

〈独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付データより〉

- 全国における高等学校での体育・スポーツ活動中の障害見舞金の給付は、H26年度150件、H27年度187件で、全体の68.7%（H26年度）、73.0%（H27年度）を占めている。
- 近畿における高等学校での体育・スポーツ活動中の障害見舞金の給付は、H26年度32件、H27年度26件で、全体の69.6.1%（H26年度）、68.4%（H27年度）を占め、全国と同様に3校種中最も多く割合を占めている。

3 奈良県における「公立学校において発生した重大事故」発生状況 平成18年度～27年度
 県立高等学校

給付年度	学年性別	発生日月	発生状況	概要	傷病名
18	2年男子	H16.7.27	部活動 (野球)	野球部の練習中、ボールが口にあたり前歯を負傷した。	歯髄炎、歯根膜炎
	3年女子	H14.4.26	部活動 (陸上)	陸上部の練習中、球が入っていないと思って誤って打ったスタート用ピストルの音が本生徒の左耳に入り負傷した。	機能性難聴
19	2年男子	H15.6.25	部活動 (サッカー)	サッカー部の練習中ゴールキーパーをしていたところ、ボールを防ごうと飛びついた際に右肩から落ち地面に打ち付け負傷した。	右上腕骨頸部骨折
	☆1年男子	H18.7.23	部活動 (バスケット)	バスケットボール部の試合中、相手チームの肘が本生徒の眼にあたり負傷した。	左上眼瞼切創、左眼外傷性散瞳
20	2年男子	H19.9.28	体育授業 (バスケット)	体育の授業でバスケットボールのゲーム中、他生徒の肘が本生徒の前歯に当たり、上の前歯を負傷した。	歯牙破折
	2年男子	H19.6.15	体育授業 (ソフトボール)	体育の授業中、ソフトボールが右眼に当たり負傷した。	右外傷性黄斑円孔、右網膜絡膜萎縮
21	3年女子	H18.6.11	部活動 (ソフトボール)	練習中、ボールが本生徒の左顔面(左眼と鼻)に当たり負傷した。	左眼球打撲、眼窩吹き抜け骨折等
	☆1年男子	H19.3.10	部活動 (野球)	練習中、ボールが右眼にあたり負傷した。	右眼球打撲、網膜打撲壊死
22	2年男子	H21.11.1	部活動 (野球)	練習中、硬球が顔面に当り負傷した。	右眼球打撲、右上方複視等
	3年女子	H11.7.21	部活動 (野球)	練習中、ボールが本生徒の顔面(左目)を直撃し負傷した。	左眼球打撲、左前房出血等
23	2年女子	H22.6.18	部活動 (水泳)	練習中、コーソープのターンバックルに足があたり左足首から甲部にかけて裂傷をおった。	左足関節部肥厚性癒痕
	3年女子	H21.5.29	部活動 (ソフトボール)	練習中、ボールが本生徒の口元に直撃し負傷した。	歯牙脱臼
24	3年男子	H22.10.1	体育授業 (バスケット)	体育の授業でバスケットボールのゲーム中走っていると突如倒れた。	心室細動、拡張型心筋症
	1年男子	H22.6.4	体育授業 (マット運動)	体育の授業のマット運動で倒立前転の際バランスを崩し床で頭部を強く打った。	腰椎圧迫骨折
	3年男子	H21.6.1	部活動 (野球)	練習中、送球した球が本生徒の口に直撃し前歯を負傷した。	歯牙脱臼、上口唇右側裂傷
25	☆1年男子	H15.5.30	部活動 (サッカー)	練習中、突然右足よりもつれるように倒れた。	脳出血後遺症による右不全麻痺、失語症
27	3年男子	H26.1.6	部活動 (柔道)	練習中、投げられた際に肩から落ち、相手の肘が本生徒の腹部に当たり、全体重がかかり負傷した。	脾臓摘出
	1年男子	H25.7.26	部活動 (野球)	練習で、インターバル走をしている時、急に高体温になり意識を失った。	熱中症による急性脳症
	☆3年男子	H16.5.14	部活動 (テニス)	練習中に転び、その時全体重が右足付け根あたりにかかり負傷した。	右大腿骨頭すべり症

☆県立学校入学前の災害発生に係る障害見舞金の給付

※給付年度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター障害見舞金の給付年度

市町村立学校

給付年度	学年性別	発生日月日	発生状況	概要	傷病名
20	中1女子	H18. 8. 5	部活動 (バスケット)	ゲーム形式中、自分の足に引っかかり顎を床で強打する。	顔面外傷(割創)
22	中2男子	H20. 7. 16	部活動 (バスケット)	部活動休憩中にけんかになり殴り合いとなる。	眼球運動障害 醜状障害 知覚麻痺障害
25	中3男子	H23. 10. 3	体育授業 (サッカー)	サッカーの試合中、頭でシュートしようとした時に複数の頭同士が激突した。	頭部挫創
	小2女子	H13. 12. 15	体育授業	鬼ごっこをしていた際、相手の前歯と右頬がぶつかり裂創を負った。	醜状障害
	中1男子	H24. 12. 6	体育授業	友人がふざけてスライディングをした際、目を床と眼鏡で打撲。	右目眼窩底骨折
26	中1男子	H24. 11. 4	部活動 (サッカー)	練習中にボールが左眼球に直撃した。	眼の障害
	小3男子	H23. 1. 19	体育授業 (サッカー)	試合中、ボールが左目に当たった。	眼の障害

※給付年度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター障害見舞金の給付年度 (平成28年県教委調査)

4 まとめ

(1) 平成26年度・平成27年度における学校の管理下の体育・スポーツ活動中の死亡見舞金の給付は、奈良県においてはなかったものの、全国的に見ると小・中・高等学校の合計数が、平成26年度17件、平成27年度18件あり、近畿においても、平成26年度2件、平成27年度3件あった。

(2) 平成26年度・平成27年度における学校の管理下の体育・スポーツ活動中の障害見舞金の給付は、小・中・高等学校の合計数が、全国で平成26年度218件、平成27年度256件、近畿では平成26年度45件、平成27年度42件、奈良県においても平成26年度2件、平成27年度3件の給付があった。ただし、障害見舞金の給付は、医師による症状固定の診断に基づくもので、災害発生年度にはばらつきがある。

(3) 奈良県における「公立学校において発生した重大事故」は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの障害見舞金給付年度別に見ると、平成18年度から平成27年度までの10年間で、県立高等学校で19件(内4件は、県立学校入学前の災害発生)、市町村立小・中学校で7件である。計26件の中で死亡事例はなく、体育授業中の災害発生が8件、運動部活動中の災害発生が18件であった。

運動種別では、野球6件、サッカー5件、バスケットボール5件、ソフトボール3件、水泳、陸上競技、器械体操、柔道、テニス各1件、その他2件の災害発生があった。

受傷部位では、頸部より上部の受傷が26件中18件(69.2%)を占め、眼部の受傷が10件あり全体の38.5%を占めている。

熱中症による災害発生は、1件あり野球部の活動中に発生したものである。インターバルトレーニング中に発生し、意識消失、応急手当後、救急搬送されたが死亡事故には至らなかった。

心臓疾患による災害発生が1件あり、適切な1次救命処置と早急な救急要請による病院搬送により死亡事故には至っていない。

III 体育・スポーツ活動における熱中症事故の現状と防止

1 学校の管理下における「熱中症」に関する医療費の給付状況

(平成27年度:近畿2府4県)

(独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付データより)

		小学校	中学校	高・高专	その他	計
奈良県	熱中症に関する医療費給付件数	5 (4)	41 (31)	43 (41)	1 (1)	90 (77)
	給付件数全体に占める校種別給付割合%	5.6 (5.2)	45.6 (40.3)	47.7 (53.2)	1.1 (1.3)	100 (100)
	1000人当たりの給付件数	0.07 (0.06)	1.02 (0.77)	1.02 (0.97)	0.03 (0.03)	0.46 (0.40)
	児童・生徒数(加入者数)	72,423	40,211	42,213	39,240	194,087
滋賀県	熱中症に関する医療費給付件数	5 (2)	24 (22)	19 (19)	0 (0)	48 (43)
	給付件数全体に占める校種別給付割合%	10.4 (4.6)	50.0 (51.2)	39.6 (44.2)	0.0 (0.0)	100 (100)
	1000人当たりの給付件数	0.06 (0.02)	0.55 (0.50)	0.45 (0.45)	0.00 (0.00)	0.23 (0.20)
	児童・生徒数(加入者数)	83,579	43,741	41,855	43,627	212,802
京都府	熱中症に関する医療費給付件数	14 (5)	57 (54)	64 (60)	2 (1)	137 (120)
	給付件数全体に占める校種別給付割合%	10.2 (4.2)	41.6 (45.0)	46.7 (50.0)	1.5 (0.8)	100 (100)
	1000人当たりの給付件数	0.11 (0.04)	0.80 (0.76)	0.84 (0.79)	0.03 (0.01)	0.38 (0.33)
	児童・生徒数(加入者数)	131,851	71,452	75,980	79,024	358,307
大阪府	熱中症に関する医療費給付件数	16 (9)	107 (83)	113 (102)	2 (2)	238 (196)
	給付件数全体に占める校種別給付割合%	6.7 (4.6)	45.0 (42.3)	47.5 (52.1)	0.8 (1.0)	100 (100)
	1000人当たりの給付件数	0.04 (0.02)	0.43 (0.34)	0.44 (0.40)	0.01 (0.01)	0.20 (0.17)
	児童・生徒数(加入者数)	451,435	246,878	254,970	223,236	1,176,519
兵庫県	熱中症に関する医療費給付件数	17 (5)	71 (62)	119 (111)	0 (0)	207 (178)
	給付件数全体に占める校種別給付割合%	8.2 (2.8)	34.3 (34.8)	57.5 (62.4)	0.0 (0.0)	100 (100)
	1000人当たりの給付件数	0.06 (0.02)	0.45 (0.39)	0.77 (0.72)	0.00 (0.00)	0.27 (0.24)
	児童・生徒数(加入者数)	297,649	158,308	154,616	145,962	756,535
和歌山県	熱中症に関する医療費給付件数	2 (2)	33 (29)	19 (16)	0 (0)	54 (47)
	給付件数全体に占める校種別給付割合%	3.7 (4.3)	61.1 (61.7)	35.2 (34.0)	0.0 (0.0)	100 (100)
	1000人当たりの給付件数	0.04 (0.04)	1.18 (1.04)	0.65 (0.55)	0.00 (0.00)	0.40 (0.35)
	児童・生徒数(加入者数)	48,926	27,989	29,104	27,783	133,802
近畿合計	熱中症に関する医療費給付件数	59 (27)	333 (281)	377 (349)	5 (4)	774 (661)
	給付件数全体に占める校種別給付割合%	7.6 (4.1)	43.0 (42.5)	48.8 (52.8)	0.6 (0.6)	100 (100)
	1000人当たりの給付件数	0.05 (0.02)	0.57 (0.48)	0.63 (0.58)	0.01 (0.01)	0.27 (0.23)
	児童・生徒数(加入者数)	1,085,863	588,579	598,738	558,872	2,832,052

※ () 内は、体育・スポーツ活動中の件数

() 内に含む

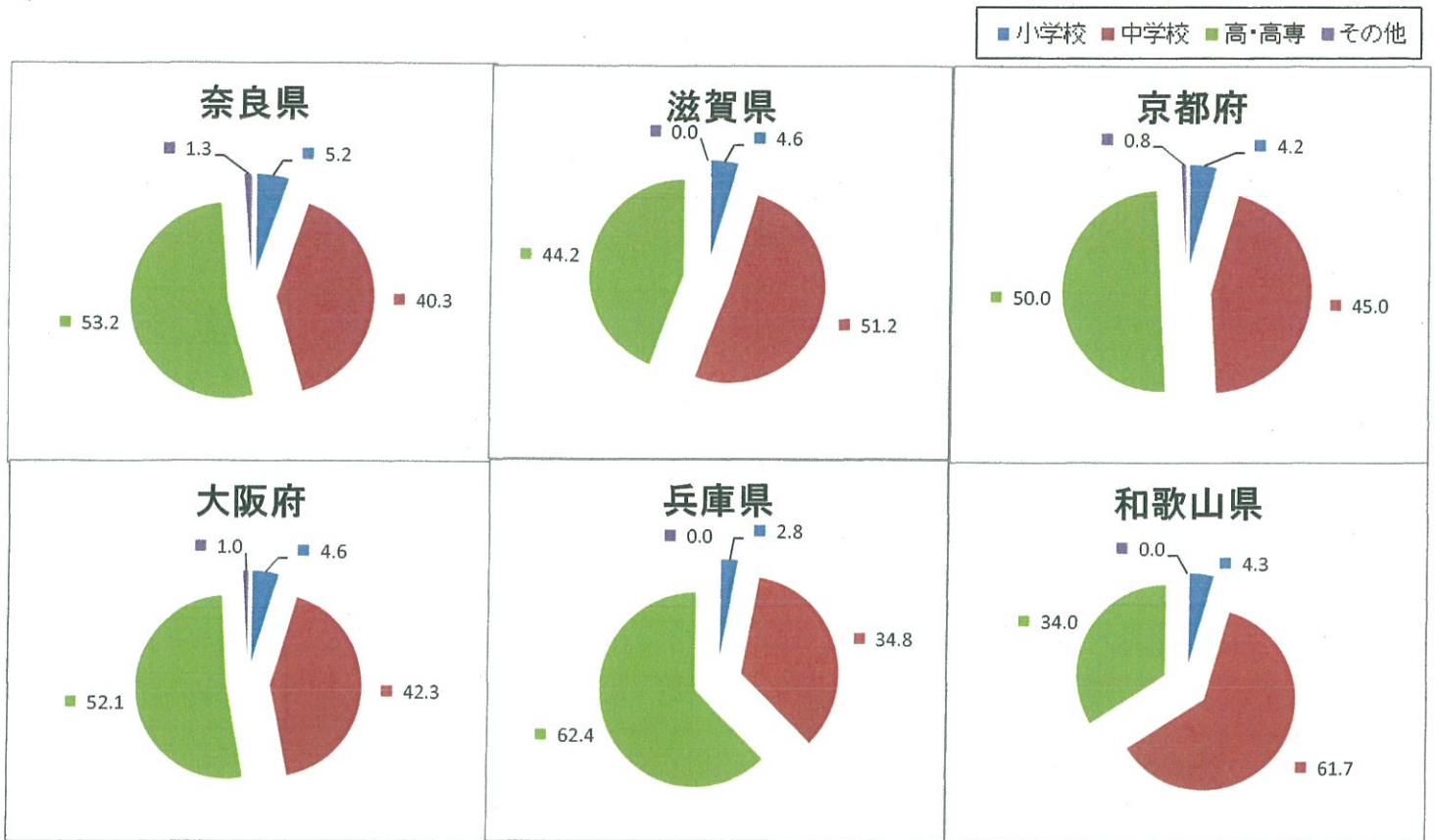
- 各教科等の体育(保健体育)、特別活動の体育的クラブ活動
- 学校行事の運動会・体育祭、競技大会・球技大会、その他の健康安全・体育的行事
- 課外指導の体育的部活動、水泳指導

○医療費給付件数全体に占める体育・スポーツ活動中の発生割合は、奈良県85.6%、近畿85.4%を占める。

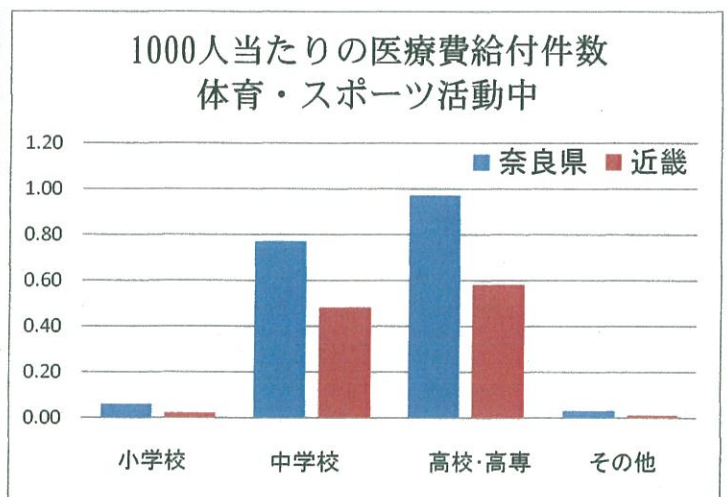
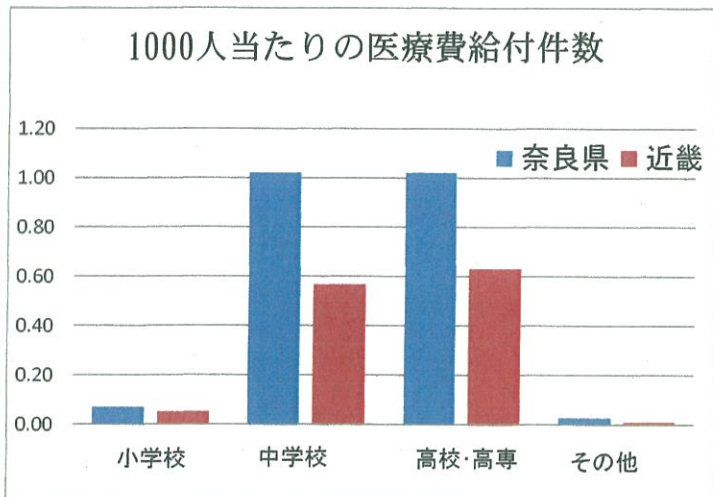
○体育・スポーツ活動中の校種別割合は、奈良県、近畿ともに高等学校・高等専門学校が半数以上占めている。
奈良県53.2%、近畿52.8%。

○1000人当たりの給付件数は、奈良県0.46件(0.40件)、近畿0.27件(0.23件)となっている。

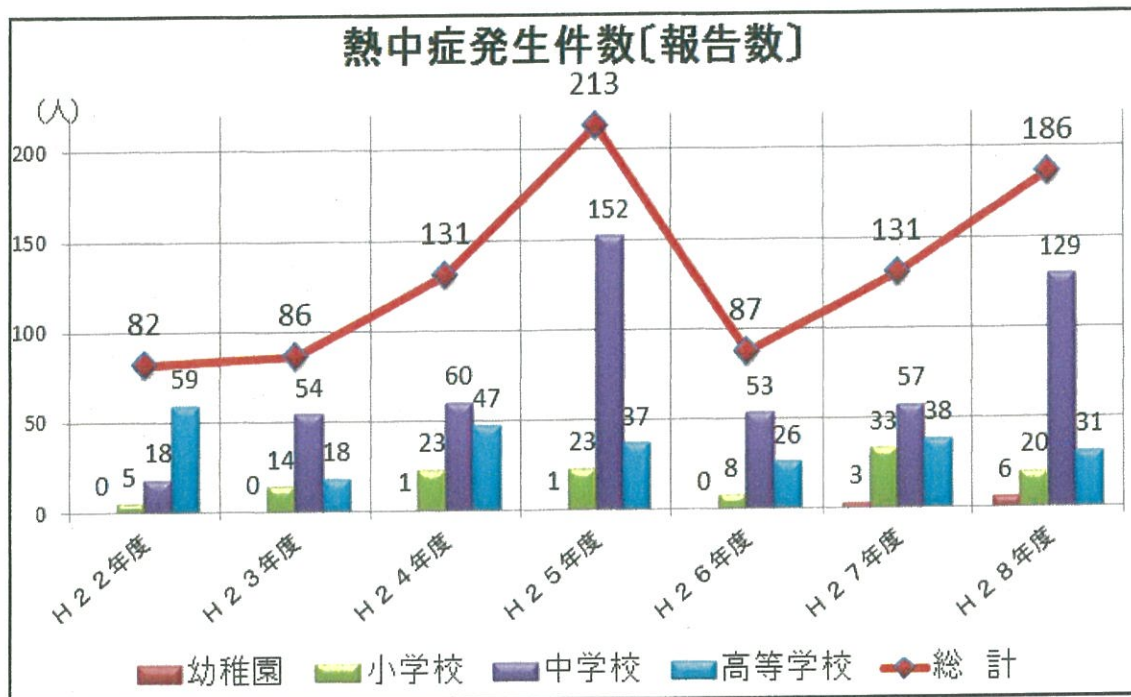
平成27年度体育・スポーツ活動における発生件数全体に占める熱中症に関する校種別医療費給付件数割合(%)



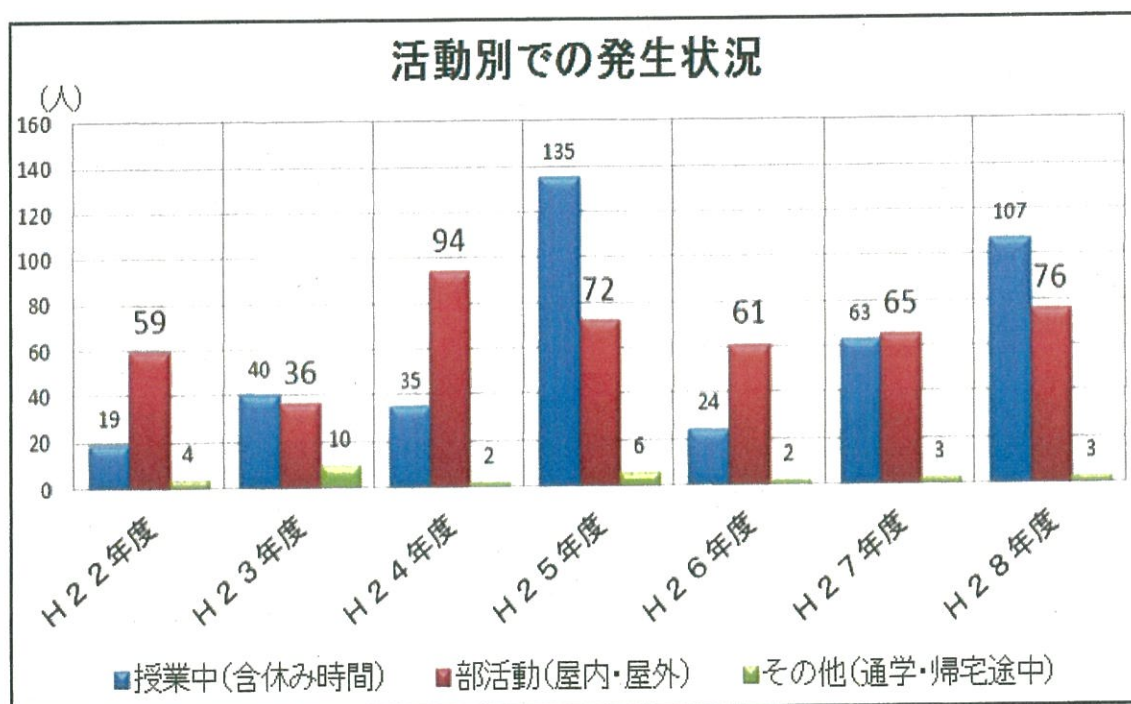
平成27年度熱中症に関する1000人当たりの医療費給付件数(奈良県・近畿)



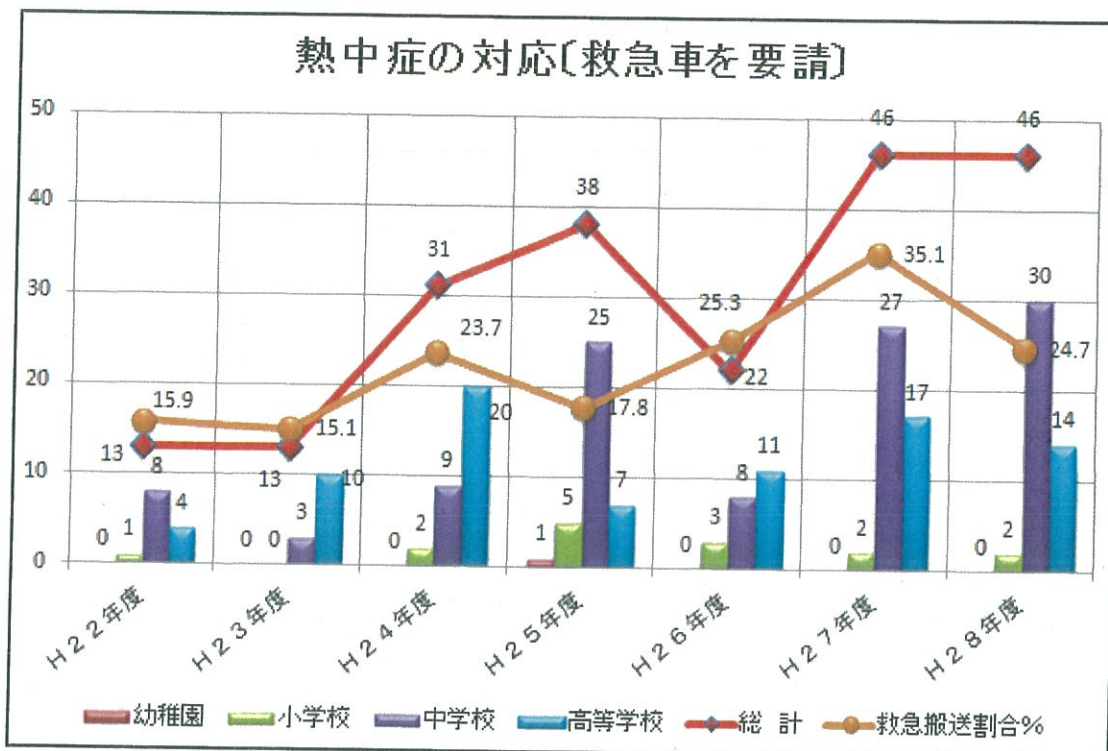
2 奈良県における「公立学校において発生した熱中症」の状況（県教委調査）
 （平成22年度から平成28年度）



○全ての年度において、中学校からの報告が多い。



○活動別の発生数は、年度によりばらつきがある。



- 熱中症が発生した際の対応について、救急搬送の報告数は増加傾向にある。
- 熱中症発生報告件数全体に対する、救急搬送の報告数の割合は、やや増加傾向にある。

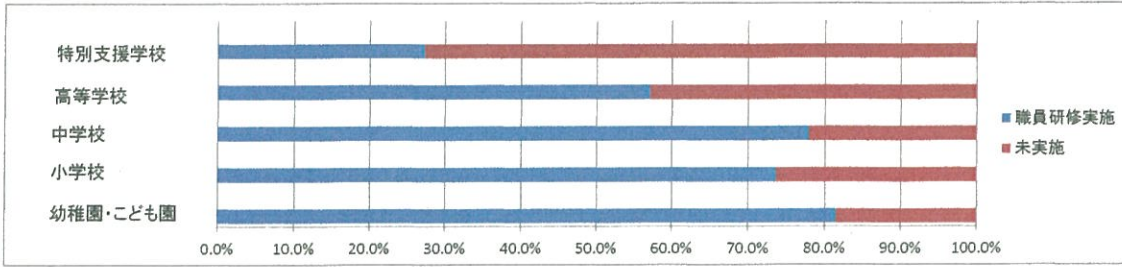
3『学校（園）における熱中症予防に関する取組の状況調査』結果

平成28年9月調査

問1 教職員が熱中症についての共通理解を図るための職員研修等を実施したか？

1. 実施した
2. 実施していない

幼稚園・こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校					
数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
123/151	81.5%	148/201	73.6%	81/104	77.9%	24/42	57.1%	3/11	27.3%
28/151	18.5%	53/201	26.4%	23/104	22.1%	18/42	42.9%	8/11	72.7%

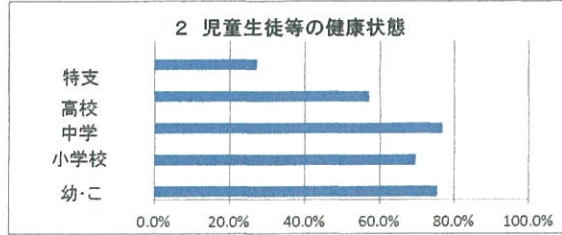
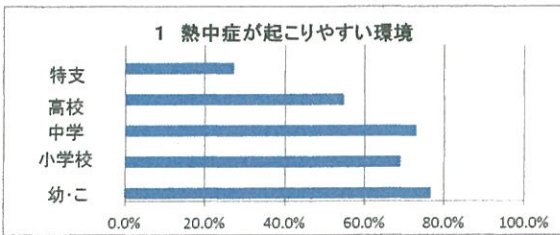


(1) 問1で「1」を選択した学校のみ回答。職員研修等では、以下の内容について周知・確認をしているか？

①練習（体育活動）の前にチェックする内容について

1. 熱中症が起こりやすい環境
2. 児童生徒等の健康状態
3. 「熱中症予防のための運動指針」（公財 日本体育協会）

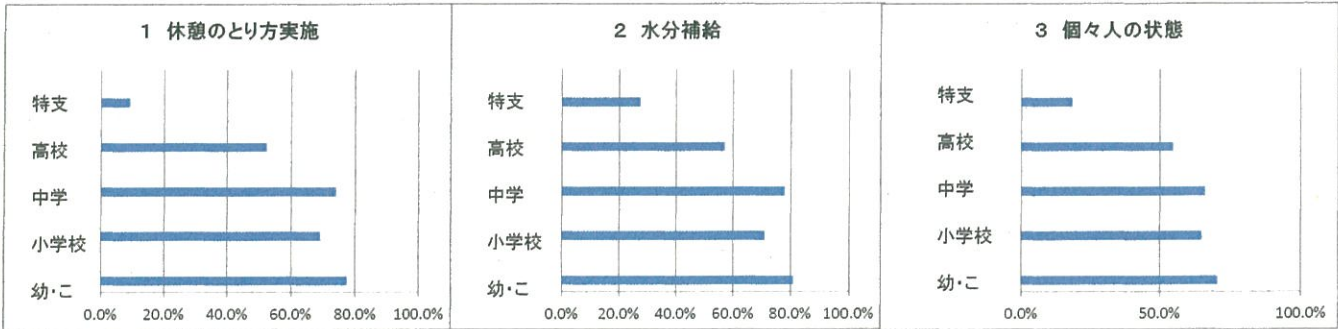
	幼稚園・こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校					
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1	116/151	76.8%	139/201	69.2%	76/104	73.1%	23/42	54.8%	3/11	27.3%
2	114/151	75.5%	140/201	69.7%	80/104	76.9%	24/42	57.1%	3/11	27.3%
3	25/151	16.6%	71/201	35.3%	39/104	37.5%	16/42	38.1%	2/11	18.2%



②練習中（体育活動中）にチェックする内容について

1. 休憩のとり方
2. 水分補給のあり方
3. 児童生徒等の個々人の状態

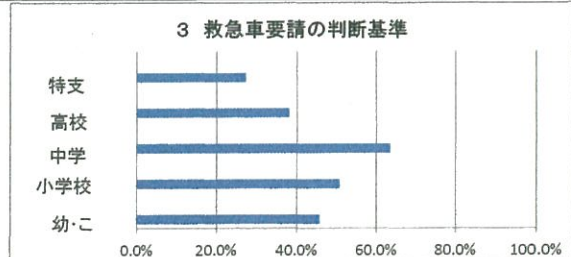
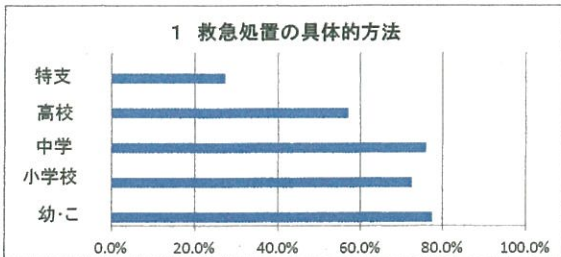
	幼稚園・こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校					
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1	117/151	77.5%	139/201	69.2%	77/104	74.0%	22/42	52.4%	1/11	9.1%
2	122/151	80.8%	143/201	71.1%	81/104	77.9%	24/42	57.1%	3/11	27.3%
3	107/151	70.9%	131/201	65.2%	69/104	66.3%	23/42	54.8%	2/11	18.2%



③熱中症が発生した時の対応について

1. 救急処置の具体的方法
2. 緊急時の連絡体制
3. 救急車を要請する判断基準
4. 救急車到着時に救急救命士へ伝えるべき情報（体温・脈拍・呼吸・意識など）

	幼稚園・こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校					
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1	117/151	77.5%	146/201	72.6%	79/104	76.0%	24/42	57.1%	3/11	27.3%
2	102/151	67.5%	137/201	68.2%	75/104	72.1%	22/42	52.4%	2/11	18.2%
3	69/151	45.7%	102/201	50.7%	66/104	63.5%	16/42	38.1%	3/11	27.3%
4	58/151	38.4%	82/201	40.8%	46/104	44.2%	15/42	35.7%	1/11	9.1%



問2 熱中症対策として学校に備えているものには、どのようなものがあるか？

(1) 児童生徒等が活動する下記の場所に、温度計を設置しているか？
 (※温度計…一般的な温度計の他、温湿度計、熱中症指数計など)

1. 普通教室
2. 特別教室
3. 体育館
4. 武道場
5. グラウンド
6. その他の施設

	幼稚園・こども園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1	143/151	94.7%	189/201	94.0%	78/104	75.0%	23/42	54.8%	11/11	100.0%
2	41/151	27.2%	158/201	78.6%	64/104	61.5%	20/42	47.6%	8/11	72.7%
3	51/151	33.8%	108/201	53.7%	72/104	69.2%	29/42	69.0%	7/11	63.6%
4	0/151	0.0%	3/201	1.5%	37/104	35.6%	22/42	52.4%	0/11	0.0%
5	26/151	17.2%	52/201	25.9%	26/104	25.0%	7/42	16.7%	1/11	9.1%
6	49/151	32.5%	53/201	26.4%	23/104	22.1%	15/42	35.7%	2/11	18.2%

(2) 下記の施設のうち、空調設備の設置がある場所はどこか？

(※空調設備…主にエアコンや冷風機など冷媒方式の機能を備える機器で、扇風機・送風機は除く)

1. 普通教室
2. 特別教室
3. 職員室
4. 保健室
5. 体育館(体育準備室等を含む)

	幼稚園・こども園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1	55/151	36.4%	17/201	8.5%	18/104	17.3%	26/42	61.9%	10/11	90.9%
2	50/151	33.1%	163/201	81.1%	79/104	76.0%	28/42	66.7%	10/11	90.9%
3	148/151	98.0%	197/201	98.0%	101/104	97.1%	42/42	100.0%	10/11	90.9%
4	44/151	29.1%	198/201	98.5%	99/104	95.2%	41/42	97.6%	10/11	90.9%
5	52/151	34.4%	4/201	2.0%	23/104	22.1%	28/42	66.7%	2/11	18.2%

(3) 冷却用の水(製氷機の設置を含む)や保冷剤をどの場所に常備しているか？

1. 職員室
2. 保健室
3. 体育館(体育準備室等を含む)
4. その他の施設(クラブハウス、部室等)

	幼稚園・こども園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1	122/151	80.8%	181/201	90.0%	96/104	92.3%	20/42	47.6%	5/11	45.5%
2	33/151	21.9%	195/201	97.0%	100/104	96.2%	41/42	97.6%	10/11	90.9%
3	1/151	0.7%	3/201	1.5%	60/104	57.7%	39/42	92.9%	2/11	18.2%
4	26/151	17.2%	10/201	5.0%	17/104	16.3%	14/42	33.3%	3/11	27.3%

(4) スポーツ飲料や経口補水液をどの場所に常備していますか？

1. 職員室
2. 保健室
3. 体育館(体育準備室等を含む)
4. その他の施設(クラブハウス、部室等)

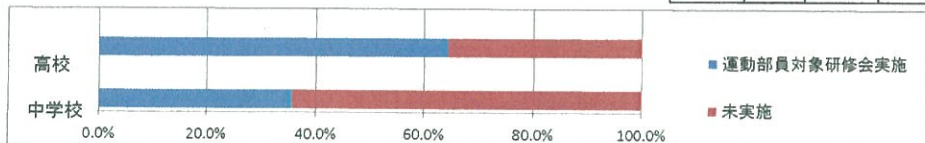
	幼稚園・こども園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
1	110/151	72.8%	141/201	70.1%	81/104	77.9%	10/42	23.8%	2/11	18.2%
2	31/151	20.5%	189/201	94.0%	101/104	97.1%	41/42	97.6%	8/11	72.7%
3	1/151	0.7%	1/201	0.5%	52/104	50.0%	30/42	71.4%	2/11	18.2%
4	21/151	13.9%	5/201	2.5%	13/104	12.5%	11/42	26.2%	2/11	18.2%

※以下の質問には中学校・高等学校のみ回答。

問3 【運動部活動に関すること①】
 運動部活動に所属している生徒(部員)を対象に、熱中症防止についての研修会等を実施したか？

1. 実施した
2. 実施していない

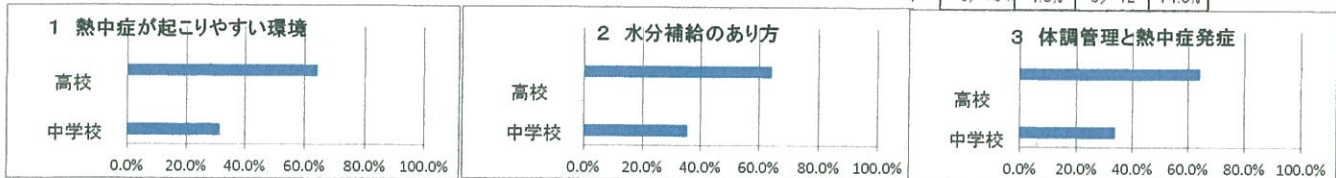
	中学校		高等学校	
	数	割合	数	割合
1	37/104	35.6%	27/42	64.3%
2	67/104	64.4%	15/42	35.7%



(1) 問3で「1」を選択した学校のみ回答。
 部員を対象とした研修会等では、以下の内容について周知・確認しているか？

1. 熱中症が起こりやすい環境
2. 水分補給のあり方
3. 各自の体調管理と熱中症発生の関係
4. その他

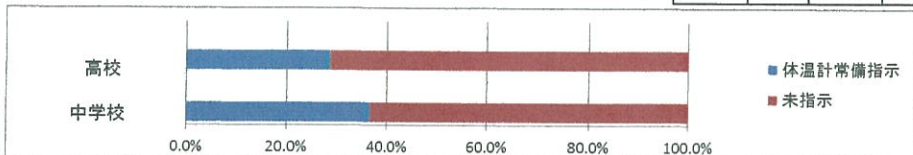
	中学校		高等学校	
	数	割合	数	割合
1	33/104	31.7%	27/42	64.3%
2	37/104	35.6%	27/42	64.3%
3	35/104	33.7%	27/42	64.3%
4	5/104	4.8%	6/42	14.3%



問4 【運動部活動に関すること②】
 各運動部活動において救急箱の中に体温計を常備するよう指示をしているか？

1. 指示している
2. 指示していない

	中学校		高等学校	
	数	割合	数	割合
1	38/104	36.5%	12/42	28.6%
2	66/104	63.5%	30/42	71.4%



調査のまとめ

○問1「教職員の熱中症についての職員研修等の実施」については、特別支援学校以外全ての校種で半数以上の学校で取り組んでいるが、毎年、年度当初のできるだけ早い時期に、各学校において取り組むべきである。

○問1(1)①2「児童生徒等の健康状態」について、職員研修等で取り組んでいる学校は、全体の70.9%である。体育・保健体育科の授業では、教員による児童生徒の健康観察を徹底しやすいが、運動部活動においては、自己チェックシートを活用するなど、個々の児童生徒の健康状態を把握することが重要である。

○問1(1)①3「熱中症予防のための運動指針」(公財 日本体育協会)について、職員研修等で取り組んでいる学校は、全体の30.1%である。

○問1(1)②2「水分補給のあり方」について、職員研修等で取り組んでいる学校は、全体の73.3%である。熱中症予防において、活動中の水分補給は、児童生徒等の自発的な水分補給及び強制飲水のタイミング等大切なポイントとなる。

○問1(1)③3「救急車を要請する判断基準」について、職員研修等で取り組んでいる学校は、全体の50.3%である。熱中症発生時において、少しでも意識がおかしい場合には熱射病(重傷)を疑い、救急車要請の第1の判断ポイントとなる。

○問1(1)③4「救急車到着時に救急救命士に伝えるべき情報」について、職員研修等で取り組んでいる学校は、全体の39.7%である。救急車要請の判断ポイントともなる体温・脈拍・呼吸・意識については、救急隊員に引き継ぐまでに把握しておく必要がある。

○問2「熱中症対策として学校に備えているもの」(1)「児童生徒等が活動する下記の場所に、温度計を設置しているか?」について、体育館に52.5%、グラウンドに22.0%の学校で温度計を設置している。熱中症予防のための設備・備品・消耗品については、予算との関係もあるが、温度計については、児童生徒等の体育・スポーツ活動の場となる施設には、原則備えておくべきである。

○問3(1)「運動部活動所属生徒対象の熱中症防止研修会等での周知・確認内容」について、それぞれの項目において、生徒の熱中症予防に関する知識理解を促し、自ら熱中症の危険回避ができる能力を身につけさせ、自己管理能力を高めさせる取組を充実させるべきである。

具体的には、各授業や運動部活動等を用いて、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習などの様々な学習や、グループディスカッション、ディベート、グループ・ワークなどの手法を用いて、児童生徒の主体的な学習を促し、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図るように工夫することが大切である。

○問4「各運動部活動において救急箱の中に体温計を常備するよう指示をしているか?」について、体温計の常備を指示している学校は、中学校、高校とも3割前後であった。一般の電子体温計や耳式体温計による体温計測は、大量発汗時には計測値の信頼性が低下するので、体温の計測は必須ではなく、あくまで児童生徒の症状と全身状態から熱中症の程度を判断すべきである。

熱中症には細心の注意を！

1 授業前・練習前にチェックすることは！

① 活動前に健康状態と運動環境のチェックを！

安全に活動するために、活動前にチェックシート（別紙：健康自己チェック表・部活動チェック表）等の活用を習慣化することが大切です。

② 睡眠不足は事故の元！

睡眠不足は熱中症を引き起こしやすく、また、疲労の蓄積、集中力の低下などによってケガなどを誘発させますので、睡眠時間や睡眠状況をチェックしておく必要があります。

③ ケガや故障をもったままの運動は避けましょう！

軽い怪我や故障を持ったまま運動をすると、健康な状態に比べて、多くのストレスが体にかかり、通常より精神的にも体力的にも疲れているため熱中症になりやすくなります。

④ 薄着ルックで爽やかに！

服装は、軽装で吸湿性や通気性のよい素材で、色合いも熱を吸収しないもの（白系統の色）にするとよい。直射日光を帽子で防ぐようにしましょう。暑いときは、白いメッシュ状に織り込んだ速乾性の素材の半袖シャツに短パンという服装がベストです。



⑤ 下痢なども気をつけよう！

発熱、疲労、下痢（便通の状態）、貧血、循環器疾患なども原因となるので、チェックが必要です。特に暑い時期は下痢になりやすいですが、下痢は脱水状態を引き起こし、水分を摂っても吸収が悪くなっているため、甘くみてはだめです。

⑥ 熱中症が起こりやすい環境を知っておこう！

- 前日までに比べ、急に気温が上がった場合
- 梅雨明けをしたばかりの時
- 気温はそれほど高なくても、湿度が高い場合 例：気温20℃、湿度80%
- 活動場所が、アスファルトなどの人工面で覆われているところや草が生えていない裸地、砂の上などの場合
- 普段の活動場所とは異なった場所での場合 例：涼しいところから暑いところへなど
- 休み明け、練習の初日
- 練習が連日続いた時の最終日前後

熱中症予防のための運動指針

WBGT	湿球 温度	乾球 温度		
3.1	2.7	3.5	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなる。 特別の場合以外は運動は中止する。
2.8	2.4	3.1	嚴重警戒 (激しい運動 は禁止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など熱負担の大きい運動は避ける。運動を行う場合は積極的に休息をとり水分補給を行う。
2.5	2.1	2.8	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、水分補給を行う。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
2.1	1.8	2.4	注意 (積極的に 水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
			ほぼ安全	WBGT21℃以下では、通常では熱中症の危険性は小さいが、適宜水分の補給は必要である。

(公益財団法人 日本体育協会)

2 授業中・練習中にチェックすることは！

① 休憩と水分補給を頻繁にとりましょう！

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯に行うようにし、急な激しい運動を避けるようにしましょう。

- ・ 休憩は30分に1回はとるようにしましょう！
- ・ 水分補給はこまめに（15～30分毎に）、スポーツドリンク（塩分濃度0.1～0.2%）などをとるようにしましょう。

飲水の方法は、 脱水に見合った量の水分補給を積極的に促す！

運動中の水分補給の仕方については、時間を設けて強制的に飲ませる（**強制飲水**）と個人の好きなときに飲むことができるようにする（**自由飲水**）の2とおりがありますが、「**強制飲水**」は個人に必ず飲水を義務づけるため、誰もが一時にしかも気兼ねなく飲めるといった利点があります。強制飲水の場合は、一回の飲水量はコップ1杯程度（運動時間が15分間程度の場合）を目安とし、脱水に見合った量の水分補給を積極的に促すようにする。

② 個々の顔色と体調のチェックを！

暑い中での練習では見るポイントとして、個々の顔色や体調のチェックを継続して行うようにしましょう。また、足の運びや動き、目の焦点、こちらの質問にきちんと反応できるか（質問は絶対に答えられるもので）を判断の基準にしてください。もし、少しでもおかしいと感じたら、涼しいところで休憩させ、水分の補給をさせてください。



- ☆ 熱中症を予防するためには、安全指導・安全管理とともに、児童生徒に熱中症を正しく理解させるための安全教育が大切です。
- ☆ 「水を飲みやすい、体調不良を伝えやすい」雰囲気をつくるための様々な配慮が大切です。

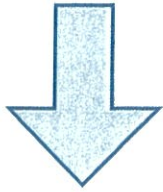
3

熱中症になったら 熱中症EAP (Emergency Action Plan)

熱中症を疑う症状

- 重症度Ⅰ度** *手足のしびれ *めまい、立ちくらみ
*筋肉のこむら返り(痛み) *気分が悪い、ボーとする
- 重症度Ⅱ度** *頭痛 *吐き気・嘔吐 *倦怠感 *意識が普通でない
- 重症度Ⅲ度** *意識消失 *けいれん *呼びかけに対して反応がおかしい
*まっすぐに歩けない・走れない

チェック✓



意識障害の有無

あり

救急隊を要請

なし

- *意識消失
*意識がもうろうとしている
*応答が鈍い
*言動が不自然等、
少しでも意識がおかしい場合。

チェック✓

- ☆連絡・連携先
*校長等管理職
*養護教諭・学級担任
*保護者
☆役割分担
*AED
*他の教職員への応援
*記録(気温・湿度・時間等)
*救急隊の誘導

涼しい場所への避難



自力で水分摂取可能か

できる

水分・塩分の補給



症状改善の有無

改善

経過観察

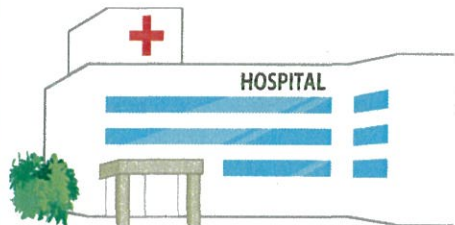
涼しい場所への避難 脱衣と冷却

衣服をゆるめ、
氷・アイスパック・
扇風機等で冷却

できない

医療機関へ搬送

改善しない



○ポイント

- 連絡先の電話番号を記したラミネート加工の対応フロー図を作成し、各活動場所に常設することにより、熱中症発生時の的確で迅速な対応に役立ちます。
- 携帯電話、スマートフォンによる連絡履歴は、救急隊の要請時間など事故対応時の客観的記録となります。
※緊急時の対応を考慮し、可能であれば、指導者は活動場所に携帯電話・スマートフォンを携帯しておくことにより、より迅速な救急隊の要請と正確な時間の記録保存等に役立ちます。



Ⅳ 体育・スポーツ活動の安全な実施

【『「学校における体育活動中の事故防止について」平成24年7月文部科学省』より、抜粋及び一部加筆】

1 事故防止の基本的な考え方

学校において行われる体育科・保健体育科の授業や運動部活動（クラブ活動を含む）などの体育・スポーツ活動には、児童生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を常に有している。

体育・スポーツ活動中における事故防止を図るためには、単に個人や個々の部活動、また体育科・保健体育科の授業や体育的行事を担当する分掌のみで対応するのではなく、組織的に取り組む必要があり、学校が組織として、安全な教育環境実現のため、常に努力していく必要がある。

学校（学校の設置者、校長、教職員等指導者）は、児童生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な管理、指導及び監督をする道義的・法的義務（注意義務）がある。

注意義務は、①安全を確保する義務（危険予測義務、結果予見義務）、②危険な結果を回避する義務（危険回避義務、結果回避義務）によって構成される。

潜在的な危険を早く発見し、早く取り除く配慮、潜在的な危険を重なり合わせないようにする配慮や、二次的な事故にならないようにする配慮等が基本的に留意すべき点である。

また、けがや事故を未然に防ぐためには、児童生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、児童生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることも重要である。

このためには、学校が、児童生徒に対して、体育活動に伴う危険について十分啓発を行い、個々の児童生徒に危険を予見・回避しようとする意識を強く持たせることも大切である。

2 安全配慮義務（法的な注意義務）

学校（学校の設置者、校長、教職員等指導者）は、体育活動にかかる事故災害を防止するための安全配慮義務を負っている。この安全配慮義務は、事故災害についての学校の法的責任の有無に関わる法的な意味での注意義務である（最高裁昭和62年2月6日判決）。

学校は、事故災害を防止するために道義的・法的責任を負っているが、一般的には法的責任を負う範囲は道義的責任を負う範囲よりも狭いので、法的な注意義務である安全配慮義務は事故災害を防止するための最低限の義務といえる。

しかし、実際に事故災害の民事裁判において学校の法的責任が認められる事案が少なくないことに照らすと、最低限の義務である安全配慮義務が尽くされていない事案が存在することを肝に銘じるべきである。

事故災害発生に至るまでには、日頃からの安全対策等の多くの要因があり、加えて、災害発生時の対応、災害発生後の対応等、様々な場面において、事故防止を図るための安全配慮義務が尽くされていたのかが問われることになる。

基本的に、事故災害が発生した場合には、

- ①体育・スポーツ活動を実施するための内容を決定する段階において適切な計画が立案されていたのか。
- ②体育・スポーツ活動を実施している段階において十分な安全に配慮された指導がされていたのか。
- ③事故災害が発生した時に、適切な対応がとられていたのか。

上記①～③のそれぞれの段階で安全配慮義務が尽くされていたのかが問われることになる。

事故災害について学校の法的責任が問われた場合、当該事案における安全配慮義務の具体的な内容は、発生した事故災害の結果との関係において個別具体的に判断される。そのため、事故災害を防止するための安全配慮義務の内容を一般化・抽象化して示すことは困難である。

しかし、安全配慮義務は、事故災害発生の予見義務（結果予見義務）と事故災害発生の回避義務（結果回避義務）で構成されているので、上記①～③の各段階における結果予見義務及び結果回避義務の有無を判断する際に、その判断要素のひとつである学校側の主観的要素として、学校が知っておくべき当該事故災害の危険性、発生原因及び対応方法などの知識を十分に把握していたのかが問われることになる。

そして、学校が知っておくべき事故災害に関する知識を示すものが、文部科学省や各種スポーツ関係団体が示している学習指導要領、指針、ガイドライン、手引き、競技ルール等などであり、学校は、これらを十分に把握し、かつ実践することが重要となる。

学校は、様々な事故災害に関して知っておくべき知識を有していることを前提に、環境（施設・設備・気候等）、被災者（児童生徒）の個人的要因（年齢・体格・体力・技能・体調・疾患・経験）等を踏まえ、適切な管理・監督・指導を行うことで、安全配慮義務を尽くすことができるのである。

また、学校の管理下における事故災害は、登下校を含む児童生徒に対する教育活動の全てが対象となることはもとより、学校内で発生した事故災害については、施設・設備等に管理上の瑕疵があった場合には、被災者が外部の者であったとしても学校の管理下における事故災害として法的責任を問われることになる。

安全配慮（注意）義務に関する基本法令（例）

民法

第415条

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第715条

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

第717条

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

国家賠償法

第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

学校教育法

第21条

学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

<参考判例>

最高裁判所1987（昭和62）年2月6日判決

「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導するには、事故の発生を防止するために十分な措置を講ずるべき注意義務がある」

3 事故防止及び発生時等の取組（対応）

（1）事故防止及び発生時等の取組（対応）の概要

事前の取組

- ① 適切な指導計画 → P 1 9
- ② 活動環境の安全確認 → P 2 0
- ③ 個人の健康状態の確認 → P 2 2
- ④ 組織活動 → P 2 3

活動中の取組

- ① 体調確認・健康観察・児童生徒自身の管理 → P 2 4
- ② 活動環境を踏まえた安全管理・安全指導 → P 2 4

事故発生時の対応

- ① 事故発生時の対応、救急及び緊急連絡体制 → P 2 5
- ② 応急手当、救急救命処置 → P 2 5
 - ・校内で事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制(例) → P 2 6
 - ・救急救命の流れ → P 2 7

日常における取組

- ① 法令、指針、ガイドライン、関係資料等 → P 2 8
- ② ヒヤリハット事例による事故防止の取組 → P 2 9
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 → P 3 0

(2) 事前の取組

①適切な指導計画

体育科・保健体育科の授業はもとより、運動部活動においても年間指導計画、単元計画、練習計画等を作成する必要がある。教員は指導計画を作成することで、児童生徒が目標を達成するための道筋を押さえることができ、体育科・保健体育科の授業や運動部活動の指導に余裕をもって臨むことができる。

児童生徒の体力・運動能力及び運動の技能を把握し、体力や技能に応じた適切な指導計画を作成し、計画に基づいた指導をすることは安全指導の基本である。

計画を作成する際には、効果的な指導、事故防止及びスポーツ障害の予防に向けて、指導者のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学等の研究機関での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用できるように計画することが重要である。

体育科・保健体育科の授業においては、学習指導要領の内容を十分に理解し、指導計画を立案する必要がある。小学校は6年間、中学校及び高等学校はそれぞれ3年間を見通した上で、年間指導計画、単元指導計画及び本時案を作成する必要がある。

運動部活動においては、短期（1週間から1か月）だけでなく、中・長期（1～3年）を見通し、段階的、継続的に作成する必要がある。目前の試合にとらわれ短期間に無理な練習を続けることは、危険が増加するだけでなく、以後の競技生活に悪影響を与えかねないことになり、特に発育発達の途上にある小学生、中学生及び高校生の指導では、中・長期的に計画を作成することが大切である。

中学校・高等学校の運動部活動においては、顧問教員やコーチなど指導者の適切な指導の下、練習内容や練習方法、また、練習頻度や練習時間など生徒が自主的に計画し練習していくことが基本となる。その際、練習時期、気温や湿度及び練習場所などの置かれている環境を考慮し、熱中症や事故を予防できる練習計画を作成させることが重要である。また、運動部活動においては、生徒の経験年数の差異に対応するため、用具や器具の取扱いの習熟の度合いを考慮したり、活動内容が高度すぎたり、活動の量が児童生徒の過重な負担になったりすることのないように配慮することが重要である。必要に応じ個別や学年別、グループ別に活動計画を作成し、計画的に実施することが大切である。

また、運動会・体育大会・球技大会等の学校行事における体育的活動の実施に当たっては、学校の教育活動の一環として取り組む行事であることから、平素からの教育活動と関連づけて内容を定める必要がある。実施内容については、単に伝統行事であるといったことや児童生徒等に達成感、連帯感を味わわせるためという理由だけで決めるのではなく、実施する目的を明確にした上で、安全面に配慮した実施計画を立案することが大切である。

②活動環境の安全確認

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。

以下は、運動部活動に参加する生徒自らが実施する運動部活動における安全点検の例である。

JAPAN SPORT
COUNCIL

部活動チェック表【屋外用】(例)

月 日()	部活動名	名	気候	天候			
				測定時刻	WBGT °C	気温 °C	湿度 %
参加状況	1年生	名		:			
	2年生	名		:			
	3年生	名		:			

生徒が行う部活動場所等の安全確認 (○・異状なし ×・異状あり-状況・措置等を記入する。)			
	項目	確認結果 (○・×)	状況・措置等
活動前	グラウンドの状態はよいですか。 (凹凸、ガラス片などの有無)		
	練習の障害となるものが置かれていないですか。		
	用具や施設はきちんと使用できますか。		
	他の部と共同使用のとき、お互いの活動場所について相談をしましたか。		
	救急箱(応急薬品等)や氷(アイスパック)等の準備はしていますか。		
	けが・体調不良者は、いましたか。	有 無	
活動後	グラウンドの整備はしましたか。(凹凸、ガラス片などの有無)		
	使用した用具の後片付けはしましたか。		
	使用した用具や施設にいつもと違ったことはなかったですか。		
	けが・体調不良者は、いましたか。	有 無	

活動中の取組状況の確認			
項目	確認結果(○・×)		状況・措置の状況や改善すべき点等
WBGTの指針を確認しましたか。	実施	未実施	
必要に応じて水分補給の時間をとりましたか。	実施	未実施	
ウォーミングアップをしましたか。	実施	未実施	
クーリングダウンをしましたか。	実施	未実施	

記載者	<input type="checkbox"/>	キャプテン
	<input type="checkbox"/>	マネージャー
	<input type="checkbox"/>	その他の部員()

顧問確認欄

部活動チェック表【屋内用】(例)

月 日() 部活動名				天候				
				測定時刻	WBGT °C	気温 °C	湿度 %	
参加状況	1年生		名	気候	:			
	2年生		名	:				
	3年生		名	:				

生徒が行う部活動場所等の安全確認 (○・異状なし ×・異状ありー状況・措置等を記入する。)				
	項 目	確認結果 (○・×)		状況・措置等
活動前	フロアの状態はよいですか。(破損、水ぬれなどの有無)			
	練習の障害となるものが置かれていないですか。			
	用具や施設はきちんと使用できますか。			
	他の部と共同使用のとき、お互いの活動場所について相談をしましたか。			
	救急箱(応急薬品等)や氷(アイスパック)等の準備はしていますか。			
	けが・体調不良者を確認しましたか。	実施	未実施	
活動後	フロアの状態はよいですか。(破損、水ぬれなどの有無)			
	使用した用具の後片付けはしましたか。			
	使用した用具や施設にいつもと違ったことはなかったですか。			
	けが・体調不良者を確認しましたか。	実施	未実施	

活動中の取組状況の確認			
項 目	確認結果(○・×)		況や改善すべき点等
WBGTの指針を確認しましたか。	実施	未実施	
必要に応じて水分補給の時間をとりましたか。	実施	未実施	
ウォーミングアップをしましたか。	実施	未実施	
クーリングダウンをしましたか。	実施	未実施	

記載者	<input type="checkbox"/> キャプテン
	<input type="checkbox"/> マネージャー
	<input type="checkbox"/> その他の部員()

顧問確認欄


③個人の健康状態の確認

体育科・保健体育科の授業や運動部活動の練習前に、各自の体調の管理を確実に実施させることが重要である。

以下は、運動部活動における自己チェック表（例）である。

練習前の健康自己チェック表(例)

継続的かつ定期的に練習前の健康状態や負傷・疾病の状態などを記録することによって、児童生徒自身の健康状態等の問題点に気づかせるとともに、児童生徒自らが安全を確保することを通して健康等に対する意識付けを行い、負傷・疾病の減少を図る。児童生徒が部活動に参加する前に記載し、記載後、担当教職員へ提出する。教職員は、児童生徒の健康状態の把握を行う。



練習前の健康自己チェック表(例)

部活動名 _____

月 _____

年 組 番 氏名 _____

練習日	練習例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
チェック項目																																	
虚れていない。	○																																
朝食をきちんと食べた。	×																																
今、熱がない。	○																																
今、頭痛はない。	○																																
今、胸痛・息苦しさはない。	○																																
今、腹痛はない。	○																																
今、手・足(関節を含む)に痛みはない。	○																																
今、その他の体に痛みはない。	○																																
現在、けがや病気で病院にかかっていない。	×																																
顧問確認																																	

○…Yes ×…No

すり傷などのけがで病院へ行った場合、破傷風の予防接種を受けたかどうか聞かれます。まえもって自分で、確認しましょう。

破傷風の予防接種は行いましたか。	実施済	未実施
------------------	-----	-----

④組織活動

事故防止のために、安全教育や安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修の実施等や児童生徒等を含めた校内の協力体制の構築、また、家庭、地域社会及び地域の大学等専門的研究機関との密接な連携を深めながら、組織活動を円滑に進めることが重要である。

組織活動の主な取組例を以下に示す。

○学校保健委員会

学校保健委員会は、学校における健康づくりに向け、組織的・計画的に推進するため、多くの学校で組織している。児童生徒の健康づくりは安全指導とともに進められるべきものであり、常に学校保健委員会に児童生徒のけがの状況等を報告するとともに、同委員会での提言を下に、事故防止に向けた取組を具体的に進めていくことが重要である。

○事故防止研修会・熱中症予防研修会 等

事故防止を組織的・効果的に進めていくためには、事故の発生要因や発生メカニズムなどを正確に把握し、適切に対応していく必要がある。このため、全教職員対象の事故防止研修会や、熱中症予防研修会を開催し、教職員の事故防止に対する意識を高め、組織的な対応を行っていく必要がある。

また、特に、中学校・高等学校では生徒自らが事故防止の視点を持ち、安全に運動やスポーツを実施していくことができる資質や能力を育成する必要があり、生徒を対象とした研修会を開催することも重要な視点である。

○部活動の委員会 等

学校によっては、生徒会活動の中に部活動委員会を設置し、部活動の活動規定を決めたり、活動場所を自主的に調整したりしているところがある。

同委員会では、特に安全に配慮し教職員の指導の下、生徒の保健委員会等と連携を図り、様々な研修会を実施したり、部活動間の調整をしたりしながら安全で活力ある部活動の実施を進めていく必要がある。同委員会の中では、先に示した活動規定を決定したり、練習場所の調整を行ったりするだけでなく、例えば、委員会として事故防止のための研修会を実施したり、保健委員会と連携したりして、事故防止に関する情報を全部活動に伝え事故防止に対する意識を高めるとともに、事故防止に向けて具体的な防止策を検討するなど、自主的・主体的な活動としていくことが考えられる。

※その他、配慮・工夫を必要とする事項

特に、中学校・高等学校における運動部活動において、学校全教職員による職員会議や研修がある場合、運動部活動の場に教職員が不在であることは、安全配慮（注意）義務を果たしていることにはならない。学校の組織的な対応として、児童生徒の心身の健康面への配慮という観点からも、会議や研修会に合わせて学校全体で「ノー部活動デー」として休養日を設定したり、施設・設備使用の関係等で「ノー部活動デー」を設定できない場合、年間を通じた輪番制による代表顧問による指導や各活動場所（グラウンド、体育館、武道場等）の監督体制の構築等を工夫したりすることが大切となる。

(3) 活動中の取組

① 体調確認・健康観察・児童生徒自身の管理

体育科・保健体育科の授業や運動部活動の練習前や練習中に、教職員等による体調確認及び健康観察はもとより、児童生徒自身に各自の体調管理を確実に実施させることが重要である。特に、運動部活動においては、通常の練習はもちろんのこと、合宿等で集中的に練習を実施する場合には、疲労が蓄積され事故を起こしたり熱中症にかかりやすい状態になっていたりすることが考えられる。全体への注意を喚起するとともに、個々の状況を確実に把握し、無理をさせず自己管理を心掛けさせることが必要である。

また、体育科・保健体育科の授業や運動部活動では基本的に児童生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。過度な運動や無理な環境下での練習は、熱中症の誘因となるのはもちろんのこと、様々な事故を引き起こす可能性がある。教職員は児童生徒の体調を的確に把握するとともに、児童生徒が自ら事故や熱中症などを回避することができる能力を育成することが重要である。さらに、長時間集中して活動していると判断能力が低下してくるため、周囲の児童生徒がお互いに状況を判断し、相互管理することができるよう指導することも重要である。

② 活動環境を踏まえた安全管理・安全指導

体育科・保健体育科の授業前や運動部活動の練習前に活動環境（気象条件、活動場所等）の状況を把握した上で、活動を開始することが基本であるが、活動開始後の天候等の変化にともなう活動環境の変化にも柔軟に対応することも重要である。

特に、夏季における気温や湿度の変化に教職員は常に注意し、児童生徒の体調・活動内容に気を配りながら、気温や湿度の変化に応じて、早めの休憩や水分補給のタイミングを図るなど、熱中症事故の未然防止に努めなければならない。また、冬季の低温時における十分なウォーミングアップや高湿度時の滑りやすくなる屋内活動場所の床の管理等、気温や湿度を踏まえた安全管理・安全指導が重要である。

また、屋外で活動する場合、天候の急変に対して、敏速で的確な対応が求められる。特に、落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、落雷の危険性を十分に認識するとともに、落雷事故を未然に防ぐための適切な措置を講じることが求められる。活動に際しては、事前に大雨や雷雲の発生や気象警報・注意報について注意しておくとともに、活動中に落雷の予兆があり、少しでも危険性のある場合は、躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断することが求められる。

(4) 事故発生時の対応

①事故発生時の対応、救急及び緊急連絡体制

(ア) 傷病者の発見と通報

- a 発見者は、直ちに付近にいる教職員(又は児童生徒)に通報するとともに、必要に応じて適切な応急手当を行う。
- b 通報を受けた教職員(又は児童生徒)は、直ちに定められた連絡体制(管理職等)により、通報するとともに、事故現場に急行する。
- c 通報を受けた養護教諭等教職員は事故現場に急行し、応急手当を行うとともに、医療機関への搬送や救急車の要請等について速やかに判断する。

(イ) 救急車の要請と医療機関との連携

- a 救急車が必要な場合は、定められた連絡体制(管理職等)により、速やかに要請する。
- b 必要に応じて学校医や医療機関に連絡し、指示を仰ぐ。

(ウ) 保護者への連絡

- a あらかじめ明確にしてある連絡体制(管理職又は学級担任等)により、迅速かつ確実に保護者へ連絡する。
- b 無用な不安を与えないように配慮する。
- c 搬送先の決定については、保護者に相談することが望ましい。

②応急手当、救急救命処置

学校での事故により児童生徒が負傷した場合においても、適切な応急手当により児童生徒の命を守り、けがや病気の悪化を防ぐことができる。けがや病気の中でも最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合であり、このような場合にはすぐに救急車を要請するとともに、救急車が到着するまでの間に、応急手当、つまり心肺蘇生法を行うことが重要である。このためには、各学校において、AEDの使用法を含む心肺蘇生法実技講習会を実施するなど、教職員の事故への対応能力の向上を図り、すべての教職員が児童生徒の負傷の程度に応じて、的確な判断の下に応急手当を行うことができる体制を確立しておくことが大切である。

a 応急手当の実施

(傷病者の状態の確認)

- 意識があるか
- 呼吸があるか
- 脈があるか
- 出血があるか

b 意識、呼吸、循環の障害(心肺蘇生法、AEDの使用)

心肺停止や呼吸停止など人が突然倒れたときの処置は「主に市民が行うための一次救命処置(BLS)」の手順で行う。

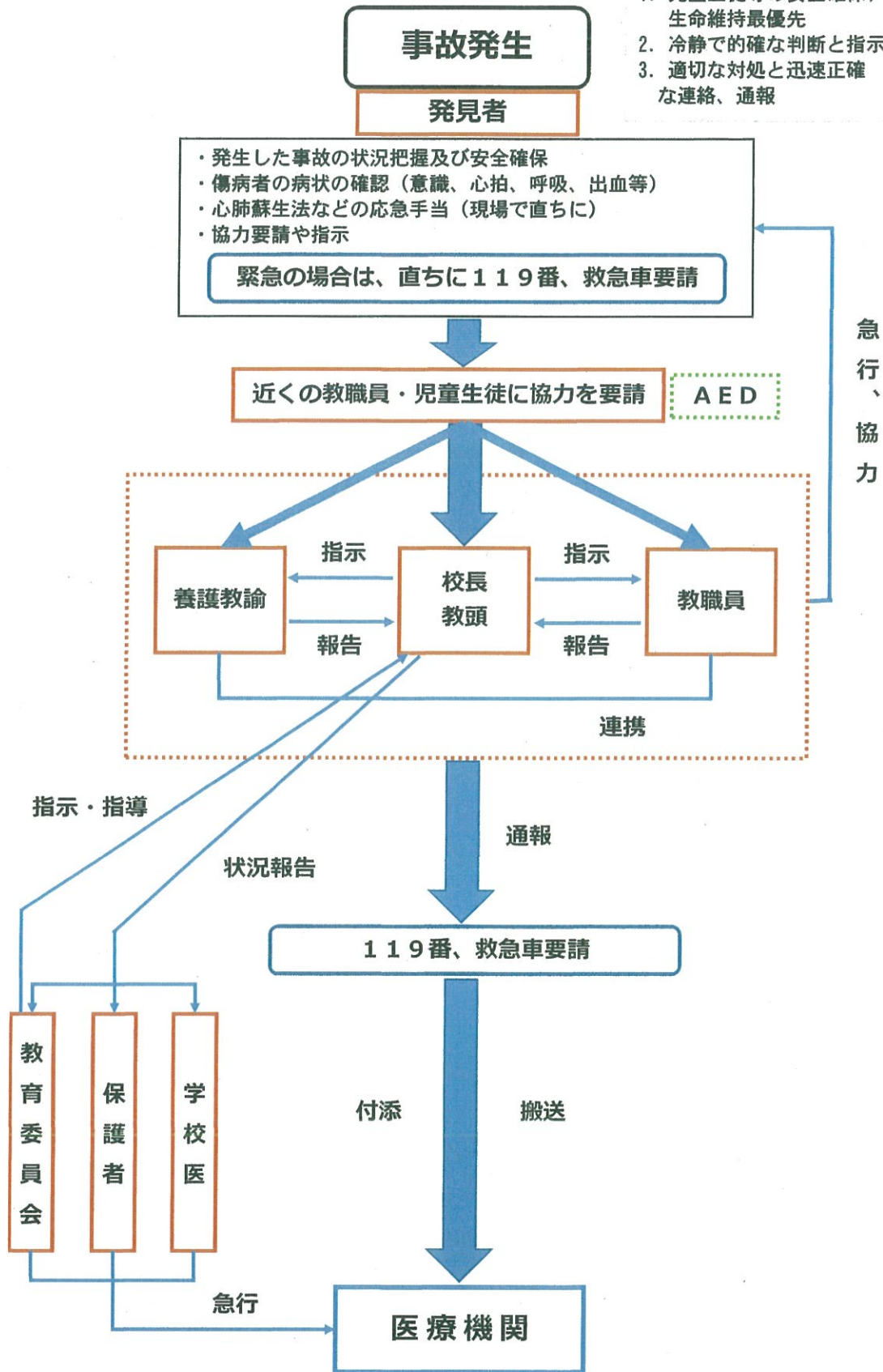
突然心停止の70%近くは心臓が細かく震える心室細動という状態で、より速い電気的除細動(いわゆる電気ショック)の実施が蘇生率を高めることになる。

AEDは誰でも使用できる機器であり、救急における心肺蘇生法として期待されている。緊急時の操作は急に行ってもうまくできないので、講習を受けておくことが必要である。

人工呼吸、心臓マッサージ、AEDの一次救命処置(BLS)は、救急隊が到着するまで繰り返して行う。

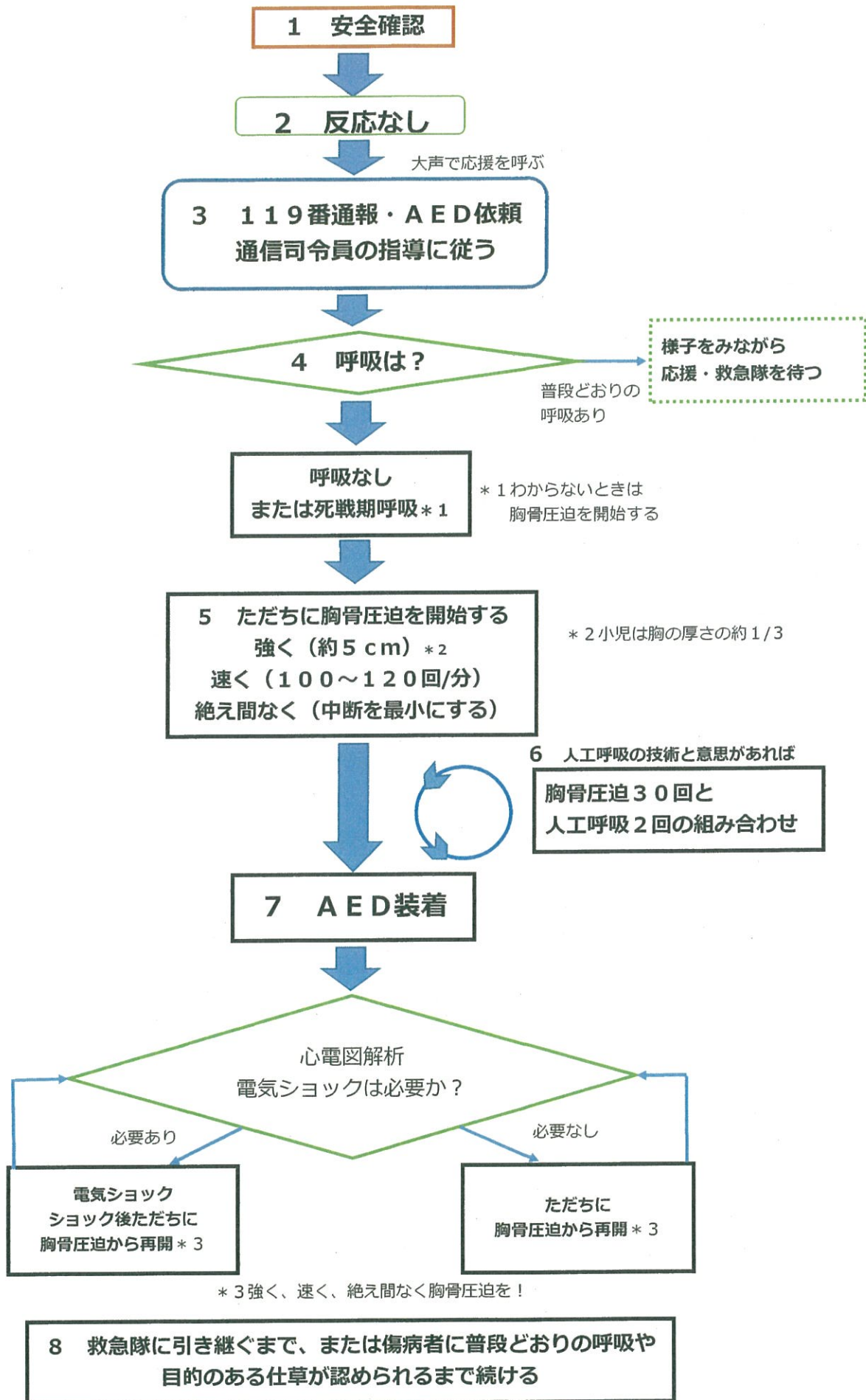
校内で事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制(例)

- 《方針》
1. 児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
 2. 冷静で的確な判断と指示
 3. 適切な対処と迅速正確な連絡、通報



参考:文部科学省発行 「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」

救急救命の流れ



参考:市民におけるBLSアルゴリズム
「JRC(日本版)ガイドライン2015一次救命措置(BLS)」一般財団法人日本救急医療財団

(5) 日常における取組

① 法令、指針、ガイドライン、関係資料等

学校（学校の設置者、校長、教職員等指導者）は、体育活動にかかる事故災害を防止するための安全配慮義務を負っている（参照：IV 体育・スポーツ活動の安全な実施 2 安全配慮義務）。関係法令を遵守することはもとより、文部科学省や各種スポーツ関係団体が示している学習指導要領、指針、ガイドライン、手引き、競技ルール等を学校は十分に把握し、かつ実践することが重要となる。

以下が、文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等が公表している主な学校安全に係る関係資料である。



学校安全参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



教職員向け研修資料DVD

『子ども・生徒を事件事故災害から守るためにできることは』（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoku/index.html>



学校における体育活動中の事故防止について（報告書）（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm



「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」－体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点－
調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/1651/Default.aspx>



「熱中症環境保健マニュアル」（環境省）

http://www.wbgt.env.go.jp/heatstroke_manual.php



『「学校安全指導の手引き」－「安全文化の創造」をめざして－』
（奈良県教育委員会）

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?moduleid=48127#moduleid48127>



※独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故防止に係る刊行物
（学校安全WEBの刊行物一覧ページへのリンク）

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/467/Default.aspx>

② ヒヤリハット事例による事故防止の取組

体育・スポーツ活動における事故に限らず、重大事故災害の発生の背景には、重大事故には至らない軽微な事故、ヒヤリハットが多く発生している。重大事故災害を防止するためにも、ヒヤリハット事例が発生した際には、早期に正確な情報を把握し、学校内で情報の共有を図り安全対策を講じ、再発防止に継続して取り組む必要がある。ヒヤリハットを放置せず、ヒヤリハットの事例を組織内で共有することは、重大事故の防止につながるだけでなく、軽微な事故も含め学校で発生する全ての事故災害の予防に効果的である。

以下に学校内・地域でヒヤリハット事例を収集・共有し、事故防止に活用するための報告書例を示す。

ヒヤリハット報告書〈例〉

学校名:

校長	教頭	①報告者	番 号	第 号
			報 告 日	平成 年 月 日
① 発 生 の 状 況	い つ	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 頃		
	だ れ が	年 組 氏名 (男・女) <small>(複数名の場合は、関係児童生徒の名簿を添付すること)</small>		
	ど こ で 何をしていた時に どうなったのか			
	ど の よ う に 対 応 し た か			
改善すべき点 (発生原因を踏まえて記入)				
学校内での具体的取組 についての決定事項				
対策実施確認者		対策完了年月日		平成 年 月 日
備 考 欄				

- ※ ①については、報告者が客観的事実をできるだけ詳しく記入する。
- ※ 各学校において取り組み状況等を決定し、記入する。
- ※ 状況がわかりにくいときは、余白・裏面等に略図を描くのもよい。

③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、学校の管理下で児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であり、全国の学校・保育所等の児童生徒等約1,691万人（平成27年度）が加入している。

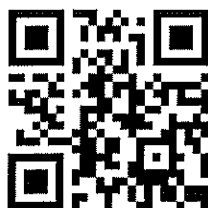
多くの児童生徒等が加入しているこの災害共済給付制度について、入学当初や年度当初に、教職員はもとより保護者へ周知し理解を求めておくことが、事故後、災害共済給付のスムーズな請求にもつながることから大切である。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる学校の管理下の範囲は、

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育中を含む）
例えば
 - ・各教科(科目)、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
 - ・特別活動中(学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
例えば
 - ・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等
- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
例えば
 - ・始業前・業間休み・昼休み・放課後
- 通常の経路及び方法により通学する場合(登園・降園を含む)
例えば
 - ・登校(登園)中、下校(降園)中
- その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合
例えば
 - ・学校の寄宿舍にあるとき
 - ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路、方法による往復中
 - ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

以上のように分類される。

この他、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校の管理下における事故災害事例の蓄積から、事故防止に係る様々な取組を推進している。その取組の成果を学校保健委員会、学校安全委員会、及び職員研修等の資料として活用することは効果的である。



独立行政法人日本スポーツ振興センター
ホームページ：学校安全WEBトップページへのリンク